

第1898回埼玉県教育委員会定例会

- 1 日 時 令和3年1月7日(木) 午前10時開会
午前10時40分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、後藤教育長職務代理者、伊倉委員、遠藤委員、石川委員、
戸所委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、日吉県立学校部長、関口
市町村支援部長、中沢生徒指導課長、案浦文化資源課長
栗原書記長、古澤書記、森山書記
- 4 会議の主宰者 高田教育長
- 5 会 議
- 高田教育長が、12月27日付けで教育委員会委員に就任した戸所邦弘委員を
紹介した。
 - 高田教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、後
藤委員を教育長職務代理者に指名した旨報告した。
 - 高田教育長が、戸所委員の就任に伴い、埼玉県教育委員会会議規則の規定に基
づき、各委員の議席を指定した。
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 高田教育長が、伊倉委員を議事録の署名者に指名した。
- (2) 報告事項
- ア 県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」
(案)について
- 中沢生徒指導課長 (提出理由、文部科学省通知の内容、携帯電話の範囲・定義、
現状認識及び県立学校における携帯電話の取扱い等(基本的指導方針)につい

て説明)

後藤教育長職務代理者 携帯電話の使用は、インターネットの使用又はインターネットの活用につながっていくものだと思います。小・中学校においては、今年度、G I G Aスクール構想が進んでいるかと思いますが、進捗状況について分かる範囲で教えてください。

関口市町村支援部長 文部科学省が実施した「G I G Aスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)調査」では、端末を年内に整備する予定の市町村が17市町村でした。年度内には、全ての市町村で端末が整備される予定です。それぞれの市町村教育委員会において、準備を進めているところです。

後藤教育長職務代理者 そうしますと、W i - F i環境も年度内に整備されるということでしょうか。

関口市町村支援部長 W i - F iやL T Eを活用し、年度内に、G I G Aスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク環境も整備される予定です。

後藤教育長職務代理者 スマートフォンを活用した授業を学校訪問で見せてもらいましたが、携帯電話を一律に禁止するのではなくて、児童生徒がスマートフォンなどを活用できるようにすることも必要ではないかと思います。調べ物をする際、スマートフォンで検索することが多いと思います。授業の中での活用事例などを検討してもいいのではないかと思います。学校訪問した際、ある県立学校では、手作りの木箱に生徒の携帯電話を保管している様子を見ました。各学校で独自のルールを決めて、授業以外では携帯電話は使わないといったことは大切だと思います。小・中学校での携帯電話の取扱いの現状について、資料2ページに「例外的に持込みを認めている。」とありますが、こういったケースがあるのでしょうか。

中沢生徒指導課長 主に保護者からの御要望によるケースが多いと聞いています。例えば放課後児童クラブに行く子など、学校が終わった後に違う活動をする場合で、保護者から携帯電話を持たせたいという要望があった場合、認めるケースが多いと聞いています。

後藤教育長職務代理者 その場合は、登校した時に担任の先生に携帯電話を預けるなどして、学校内では基本的には使わせないということでしょうか。

中沢生徒指導課長 御指摘のとおりでして、小学校では教員が職員室で預かるケースが多く、中学校では生徒自身が管理できますので、かばんの中にしまわしておくケースなどがあります。もちろん、生徒が携帯電話を使用していれば、教員が注意をします。学校の実態に応じて、様々なルールの中で対応しているところです。

後藤教育長職務代理者 中学校での今後の携帯電話の取扱いについては、「四つの条件を満たした上で持込みを認める。」とありますが、時代に見合っていないことだと思います。この四つの条件は、各学校で決めるのでしょうか。若しくは、市町村教育委員会ごとに決めるのでしょうか。

中沢生徒指導課長 まず、本方針については、県立学校に当てはめるものになります。したがって、本県の場合は伊奈学園中学校が対象になりますが、県教育委員会が枠組みを示しまして、その中で学校に具体的に検討してもらうものです。また、市町村立学校につきましては、各市町村教育委員会で方針を決めていただくものですが、県の基本的な考え方として本方針を示して参考にしてもらいたいと考えています。

後藤教育長職務代理者 自動二輪車等のいわゆる「3ない運動」の時に、誤解を受けたことがありましたので、今回の方針については、うまく周知してほしいと思います。

遠藤委員 今回の携帯電話の取扱いについては、悪い使い方をさせないようにという視点だと思います。これからは正にオンラインの時代で、我々は、どんどん対応していかないと、学校が遅れていくことも考えられます。携帯電話の取扱いについても良い所と悪い所の両面から見て、どうしたら携帯電話を使ってオンライン授業ができるのか考えてほしいと思います。高校や大学では実際に使っていますし、携帯電話の機能が劣るために印刷ができないといったいろいろなトラブルも実際に起きています。そういうところをきちんと調べて、今後のオンライン授業にどう対応していくのか考えていく必要があると思います。

携帯電話の増加傾向を見ると、どうも世界的に見て日本がオンライン教育の実施に遅れをとっている気がしています。日本の学力を上げるためにどうしていくか考えてほしいと思います。

中沢生徒指導課長 御指摘を頂きましたオンライン授業への活用につきましては、担当の義務教育指導課に伝えたいと思います。ネット利用に関するデメリットの部分につきましては、大きな課題だと考えています。資料3ページに記載のとおり各学校において情報モラル教育をしっかりと行っていくことが重要だと考えています。また、先ほど御紹介しましたが、「ネット上のいじめ」等の防止に関する取組についてもしっかりと行っていくことが重要だと考えております。

遠藤委員 携帯電話のマイナスの側面は十分に分かりますし、いろいろな問題が起きていることは知っています。一方で、オンラインの良い所をどう打ち出していくのか、そこが私たちの課題だと思っています。是非、そういう議論をしていただきたいと思います。

中沢生徒指導課長 G I G Aスクール構想につきましては、高校においては、個人所有の端末を学校に持ち込んで教育活動に使用することになっています。一方で、義務教育段階については、児童生徒が使用する端末を学校側が国の補助を受けて用意することになっています。そのため、G I G Aスクール構想が進んでも、中学校で個人の端末を持ち込んで授業等で使用することは、現段階では想定していない状況です。

遠藤委員 携帯電話もそうですがI C T機器の良さと悪さは、使ってみないと分からないところがあります。このコロナ禍がいつまで続くのか分からない中で良い教育を行って行くためにも、早く使う、早く取り入れることも必要かと思っています。国の助成が必要であればお願いして、是非、進めてほしいと思います。

伊倉委員 私も遠藤委員と似た考えです。今の子供たちはデジタル世代で、私たちが取扱説明書を見ないとできないことが、彼らは感覚的にできてしまいます。そういったところでは、携帯電話を教育活動から除外するのはもったいないと感じます。特に、高校生については、98.7パーセントの生徒が所持していますので、そこをどのようにして上手に活用していくのか考える時機ではないか

と思います。そこで、リテラシーやモラル教育の部分が問題になりますが、これは読書と同じで、高校生になったから本を読めと言われてもなかなか難しいのと同じだと思います。できる限り小さい頃から正しい使い方を教育していく、携帯電話に支配されずに正しく使うことを教えていく必要があると強く感じます。狭山市の入間野中学校で非常に良い取組がされていますが、小学生は自分の物は持っていないくても、お母さんやお父さんの物を手にしています。したがって、小学生の時から、もっと言うと幼児の時から、ICTの使い方、正しく使うことの自覚を教える取組が非常に大事だと思います。携帯電話がいじめ行動につながってしまわないように、自分にとってマイナスにならないようにすることの教育も必要です。一方で、携帯電話は人生を豊かにする物だという教育も必要ではないかと思います。携帯電話のモラルについて、してはいけないことの細かいチェックポイントのようなものはありますが、ICTは自分たちの人生を豊かにするもの、未来を作るものといったような夢のある教育があってもいいのではないかと思います。遠藤委員のお話のとおり、良い面と悪い面の両面からきちんと捉えて、できる限り小さい時から情報を提供していく取組をしてほしいと思います。ICTに関しては、保護者は子供にかなわなくなってきましたので、その辺りを専門家の方々にお願いできればいいと思います。

遠藤委員 最近のオンライン教育について、来年度辺りからオンデマンド授業が進むと思っています。オンデマンド授業というのは、いろいろ工夫の仕方はありますが、例えば、授業が10回あるとすると、10回のうち5回は自分の家からいつでも授業を受けることができ、残りの5回は対面で授業を行ったりするものです。アメリカの大学から始まって、そういったものがどんどん進んでいます。私の大学でも、15回のうち7回はオンデマンドで実施しています。学生自身が自分のタイミングで授業を始めまして、課題もその中で出します。そして、対面の授業の際にいろいろな質問に答えています。どんどんICTが進んでいますので、教育とは何か、私たちも研修をしていかなければいけないと感じています。

戸所委員 参考資料に「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動について

て」とあります。やはり、スマートフォンを使うのは生徒自身ですので、当事者意識を持つことが大事だと思います。当事者意識を持つことで、自ら考え、自ら行動できるようになると思います。資料にも「児童生徒自らが携帯電話やインターネットの利用を律することのできる力」とあります。当事者意識をしっかりと持ってもらいたいと思います。

中沢生徒指導課長 全く御指摘のとおりだと思います。伊倉委員からも御指摘がありました。携帯電話の使い方に関して、私どもで実施していますルール作りなどを通して、特別活動の中で実践的な指導を行っています。また、情報モラル教育については、小学校の学習指導要領から盛り込まれています。小学校、中学校、高等学校、それぞれの段階で適切にしっかり指導していきまして、ネット利用の基本的なことを押さえていくことが重要だと考えております。こうしたことをしっかり取り組んでいきたいと思います。

高田教育長 2ページにグラフがありますが、小学校6年生の携帯電話の所持率が平成24年度では3.8パーセントに対して、令和元年度では約6割となっています。高校生については、ほぼ100パーセントです。所持率が高くなかった時には、学校では携帯電話の負の側面をいかに下げるかということに注力してきました。ネットいじめなどのトラブル防止に重きを置いてきました。一方で、委員の皆様のお話のとおり、今や勉強するための道具、つまり文房具の一つとして端末を使うという時代になってきていて、携帯電話としての役割が変化してきていると思っています。これからは、学習の部分での有効な使い方と、生徒指導上の問題が発生しないようにすること、その両面をしっかりと考える必要があります。多額の予算を投じて1人1台端末の整備を進めていますので、端末を有効に使って子供たちの学力を上げていく、また、派生する負の問題が生じないように子供たち自身が適切な使い方を作っていき、その両面のバランスを取りながら進めていきたいと思っています。

(3) 次回委員会の開催予定について

1月21日(木) 午前10時

< 非公開会議結果 >

第 1 号議案 公文書不開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

公文書不開示決定処分に係る審査請求事案についての裁決を決定しました。